

# 鳥取縣公報

目 次

○ 縣 令

告 示

● 陸上小運搬營業規則制定

一頁

● 動力粧揭業免許證下付

三頁

● 動力粧揭業免許證下付

四頁

● 動力粧揭業免許證下付

五頁

● 保険歯科醫指定

四頁

● 産婆登録名簿訂正並ニ取消者

五頁

● 被保險者證中無効

五頁

● 市街地建築線指定

六頁

● 総 報

九頁

● 自轉車用タイヤ、チューブを重點配給に

二頁

● 青少年團單位團の組織に就て

一頁

昭和十八年六月二十二日  
第千四百四十四號

火曜日

縣 令

◆鳥取縣令第四十一號

陸上小運搬營業規則左ノ通之ヲ定ム

昭和十八年六月二十二日

鳥取縣知事 土肥米之

陸上小運搬營業規則

第一條 本令ニ於テ陸上小運搬營業（以下小運搬營業ト稱ス）ト稱スルハ荷牛馬車其ノ他ノ運搬具ニ依リ一般貨物ヲ運搬スル營業ヲ謂フ

第二條 小運搬營業ヲ經營セントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ知事ニ提出シ許可ヲ受クベシ

一本籍、住所、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其ノ

名稱並ニ代表者ノ住所及氏名)

## 二 營業事務所所在地

## 三 主タル營業地

## 四 事業計畫ノ概要

第六條 營業者、組合ヲ組織セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受クベシ

## 第七條 組合ハ左ニ掲タル事業ヲ行フコトヲ得

## 一 運搬ノ統制

## 二 運賃其ノ他ノ料金ノ統制

## 三 物資ノ配給ニ關スル斡旋

## 四 其ノ他組合ノ目的達成ニ必要ナル事項

## 五 組合ハ鳥取縣一圓ヲ區域トスル組合聯合會ヲ組織スルコトヲ得

## 第六條 知事公益上必要アリト認ムルトキハ營業者又ハ組合ニ對シ左ノ命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

## 一 營業ノ禁止又ハ停止

## 二 運賃其ノ他ノ料金ノ變更

## 三 組合ノ解散又ハ役員ノ解任

## 四 其ノ他必要ナル指示

00083

00084

イ 興業費ノ概算(總額及資金調達ノ方法ヲ明示スルコト)

ロ 車輛並ニ牛馬ノ數

ハ 貨物積載定量

ニ 運賃及其ノ他ノ料金

前項第二號乃至第四號ニ掲タル事項ヲ變更シタルトキハ知事ニ届出ヅベシ

第三條 營業ヲ讓渡、休止若ハ廢止セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ

第四條 小運搬營業者ハ營業事務所ニ別紙様式ニ依ル運搬受託簿ヲ備付ケ該當事項ヲ其ノ都度記入スペシ

第五條 知事小運搬營業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ營業者ヲシテ組合ヲ組織セシムルコトヲ得

第一條 知事又ハ警察署長ハ營業者又ハ組合ニ對シ運搬狀況ノ報告ヲ徵シ運搬具ノ検査ヲ行ヒ其ノ使用ヲ禁止シ若ハ改造ヲ命ジ又ハ其ノ他營業ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二條 警察署長必要アリト認ムルトキハ臨時ニ陸上小運搬ヲ爲ス者ニ對シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三條 本令ノ規定ニ依リ知事ニ提出スペキ願届其ノ他ノ書類ハ營業事務所所在地所轄警察署長ヲ經由スペシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

- トキ
- 一 許可ヲ受ケズシテ小運搬營業ヲ爲シタルトキ
- 二 第三條又ハ第四條ノ規定ニ違反シタルトキ
- 三 第十條乃至第十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

附 則

本令ハ昭和十八年六月二十五日ヨリ之ヲ施行ス  
木令施行ノ際現ニ小運搬營業ヲ營ム者ニシテ本令施行ノ日ヨリ二月以内ニ第二條各號ニ掲タル事項ヲ知事ニ届出デタ

## ◆鳥取縣告示第三百二十一號

告 示

受託日	品名	數量	運搬區間	運搬月日	運賃料金	備考

鳥取縣知事 土 肥 米 之

00086

00085

## 免許證番號

住

所

氏名

九四一 日野郡神奈川村大字侯野

四八一一番地

南波金壽

第一號 鳥取市片原三丁目三四番地 大村久兵衛  
第二號 岩美郡本庄村大字新井三七八番地

第三號 八頭郡智頭町大字智頭三三〇番地

前田益夫

第四號 八頭郡若櫻町大字若櫻三八〇番地

入江雅藏

第五號 氣高郡正條村大字勝見六八二番地

福市照雄

第六號 東伯郡倉吉町大字東仲町二六一八番地

木島千代子

第七號 東伯郡八橋町大字八橋一四八一番地

河本重太郎

第八號 米子市紺屋町一番地 稲田松太郎

藤一郎

第九號 西伯郡境町相生町二三番地 增谷慶一郎

稻田

第十號 西伯郡淀江町大字淀江八二二番地

藤井武雄

第十一號 日野郡溝口町大字溝口六三〇番地

原

第十二號 日野郡黑坂町大字黑坂一四三番屋敷

藤井

第十三號 前氏名 桑村初枝

河本

第十四號 新氏名 小林初枝

重太郎

第十五號 昭和十八年五月五日婚姻ニ依リ本籍並ニ前姓桑村

原

内田隼一郎	新本籍 鳥取縣八頭郡大御門村大字大門二七四番地
前氏名 桑村初枝	
新氏名 小林初枝	
昭和十八年五月五日婚姻ニ依リ本籍並ニ前姓桑村	
ヲ小林ニ變更ノ爲同月二十六日付名簿訂正方出願	
ニ對シ同年六月九日訂正	
住 所 鳥取市吉方町一九九番地	
昭和十八年五月十九日死亡ニ依リ同年六月三日付	
名簿取消方出願ニ對シ同年同月九日取消	
清 水 きく	

## ◆鳥取縣告示第三百二十四號

健康保險法、國民健康保險法並ニ船員保險法ニ基ク保險醫

トシテ左ノ歯科醫ヲ指定セリ

昭和十八年六月二十二日

鳥取縣知事 土肥米之

診療所々在地

氏名

指定年月日

東伯郡倉吉町大字新町  
二丁目二三七七番地

樋口亀

昭和十八年

被保險者證  
記號  
番號被保險者氏名  
工場事業場又ハ事務所所在地、名稱  
タル年月日

無効トナリ

## ◆鳥取縣告示第三百二十五號

產婆登錄名簿訂正並ニ取消者左ノ如シ

昭和十八年六月二十二日

鳥取縣知事 土肥米之

前本籍

鳥取縣八頭郡下私都村大字山田一七〇番地

被保險者證  
記號  
番號被保險者氏名  
工場事業場又ハ事務所所在地、名稱  
タル年月日

無効トナリ

機械製作所

鳥取縣公報

第千四百四十四號

昭和十八年六月二十二日

(第三種郵便物認可)

西につ 一八三 熱田熊藏 西伯郡境町日本通  
運株式會社境港支店 一八・六・四  
鳥につ 二九 村上源藏 烏取市東品治町 日本通運株式會社 一八・五・二九

鳥取縣告示第三百二十七號  
昭和十八年六月二十二日

昭和十八年六月十五日附鳥取縣令第四十號中三頁上段十六

行目「農林業用木炭」ハ「農林業用ニ木炭」、四頁上段七  
行目「第二號薪ノ」ハ「第二號ノ薪ノ」ノ孰レモ誤

正誤

誤

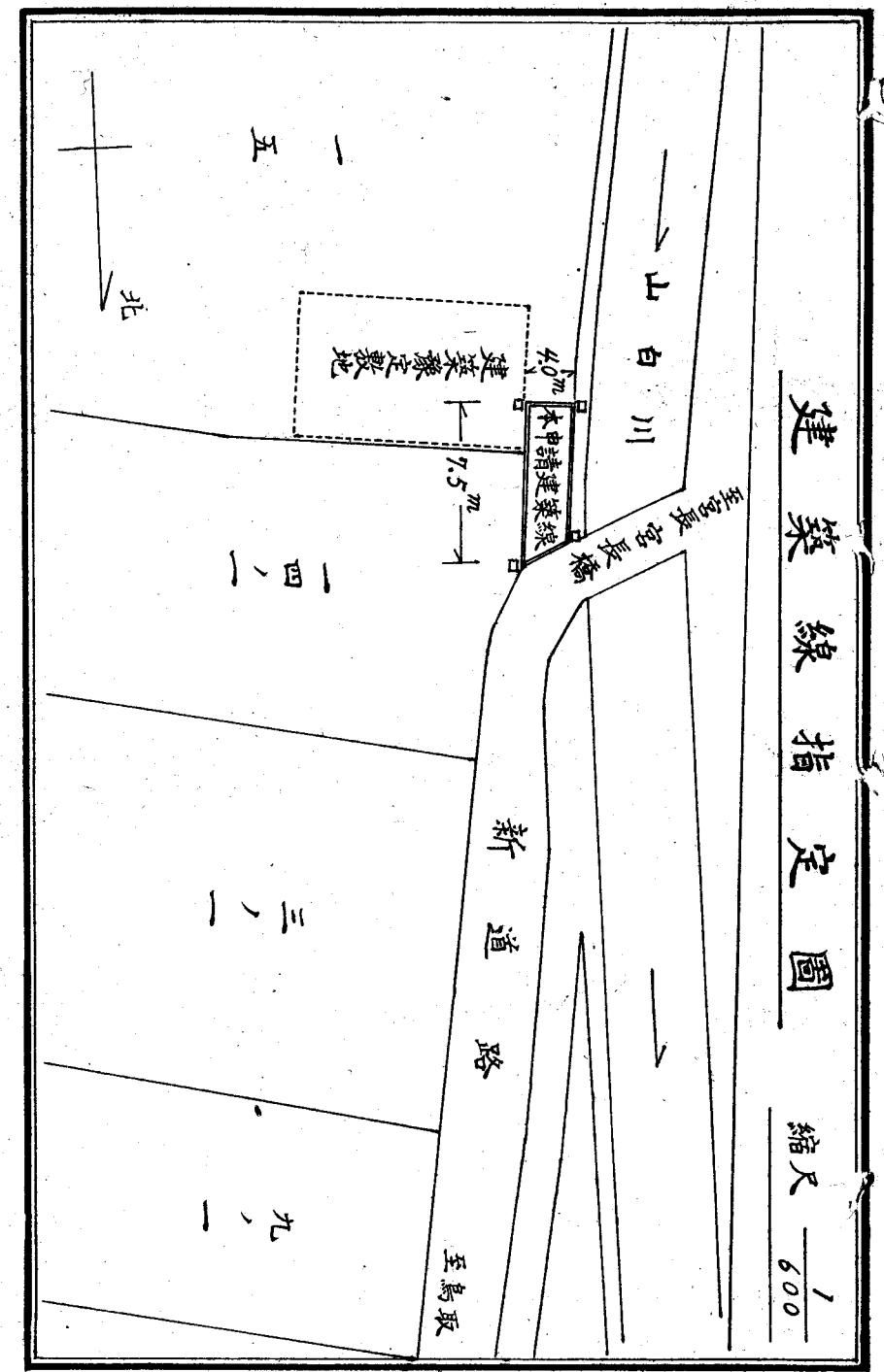
市街地建築物法第七條但書ニ依リ左ノ通建築線ヲ指定セリ  
◆鳥取縣知事 土肥米之  
申請人ノ住所氏名 鳥取市宮長四十三番地  
中井義雄

- 一 指定ノ場所 鳥取市宮長一四ノ一番地 田
- 一 建築線ノ延長距離 七、五メートル
- 一 建築線間ノ距離 四、〇メートル
- 一 左記圖面ノ通り

00088

### 建築線指定圖

縮尺 1/600



彙報

自轉車用タイヤ、チューブを

重點配給に

配給統制要綱決

自轉車用タイヤ、チューブ（リヤカーを含む）の需要量

は益々激増するに拘らず、配給量が之に伴はない現状に鑑み、タイヤ、チューブの重點配給は時局下極めて緊要なるものがあるので、今回縣では小賣業者に對する監督及び品質の改善を目途に次の如き配給統制要綱を決定して統制の強化を圖ると共に徹底的重點配給を行ふこととなつた。尙ほ本要綱は六月十五日より實施されてゐる。

一、鳥取縣自轉車卸商業組合（以下卸商業組合と稱す）は

商工省より本縣に割當られたタイヤ、チューブを日本自

轉車用タイヤ卸商業組合聯合會より購入すること

二、縣は商工省より割當られた數量の範圍内に於て鳥取縣

自轉車小賣商業組合支部（以下小賣商業組合支那と稱す）別割當數量を決定し、卸商業組合及び小賣商業組合に通

知する

三、割當を受けた卸商業組合は配給所を通じて小賣商業組合支那に共同販賣すること

四、小賣商業組合支那はタイヤ、チューブの需給状況を考

慮して組合員に配給すること。併し縣が緊急用として保

留を命じたものは縣の指示に依り配給すること

五、小賣商業組合組合員（以下組合員と稱す）は組立用は新車の組立に使用し、補充用は直接需要者に販賣すること

と

六、補充用のタイヤ、チューブは組立用に使用することは出来ない。併し重要な工場が増設され通勤者が急増して

自轉車の不足を補ふために中古車の組立に使用する場合は縣の許可を受ければよい

七、補充用タイヤ、チューブの販賣に當つては現に使用してゐるタイヤ、チューブの損傷程度を充分審査した上、修繕しても使用に堪えないタイヤ、チューブと引換へで

なければ之を販賣することは出來ない

八、組合員は店舗の見易いところに補充用タイヤ、チューブの配給及び申込受付簿を備へて置くこと

九、組合員は毎月申込者に對する配給數量を決定する場合は原則として申込順に依るのであるが、次の用途に對するものは優先的に配給すること

一、軍需及び生産擴充工場の通勤用（片道三杆以上）

二、右工場内の連絡及び運搬用

三、農山漁村用（主として食糧品及び木炭生産用）

四、醫師、保健婦及び産婆用

五、生活必需品仕入れ及び配達用

十、組合員は半月毎に前半月分の品種別受拂報告書四通に引換えた舊品を添附して所屬小賣商業組合支部に送付すること。併し舊品中タイヤは三割、チューブは五割に限り之を修繕用に振向けてもよい

小賣商業組合支部は組合員の送付した舊品に受拂報告書副本一部を添付して中國再生ゴム材料卸商業組合集荷所に送付すると共に、受拂報告書正副各一部を署を経て商に送付すること

00091

十五、監査委員は毎月各組合員の店舗に出張し帳簿を監査すること

十六、監査の結果次の如き事實があつた場合は縣は協議會の意見を徵した上當該組合員に對する次回の配給停止又は以後の配給を減らす

一、情實又は不正配給をなしたこと

二、許可を受けずして組立用に轉用したこと

三、受付簿に虛偽の事項を記載したこと

尚ほ監査委員は監査の都度用途別、配給状況等の結果を協議會を經て商工省化學局に報告すること

十七、各需要者補充用タイヤ、チューブの需要申込は一小賣販賣業者に限ること、從つて二ヶ所以上の小賣販賣業者への申込をなしたる事實あるときは配給を停止

十八、協議會は九の決定に當り必要と認めた時は監査委員をして適宜の指示をなさしめること

（商工課）

00090

工省化學局に提出し、副本一部を卸商業組合に送付すること

十一、小賣商業組合は所屬組合員の毎回割當の引換えが終つたならば其の旨を卸商業組合に通知し、卸商業組合は小賣商業組合よりの通知を取纏め且つ毎回の新品配給數と照合した上品種別、タイヤ、チューブ別に其の時期も併せて引換完了報告書正副二通を縣を經由し商工省化學局に提出すること

十二、組合員の配給を受けたタイヤ、チューブで使用不能のもの或は使用が出來ても其の品質が甚しく粗悪なものに付ては、小賣業者が現品を鳥取縣自轉車配給統制協議會（以下協議會と稱す）に提出すること

十三、協議會は前項の提出品に付き會社名、回數別及び品種別數量を縣を經由して商工省に報告すると共に、現品を日本自轉車用タイヤ卸商業組合聯合會に送付すること

十四、八の帳簿の検査及び販賣の實情等を調査するため縣に自轉車タイヤ、チューブ監査委員を置く

### 青少年團 単位團の組織に就て

#### 一 青年學校教育と青少年團一

青少年團、女子青年團の各地單位團に於ける組織に關しては、大日本青少年團地方團則の第六章單位團の項に於て第二十條 青年團及女子青年團ハ公立青年學校ノ通學區域ヲ標準トシテ之ヲ設ク 但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ當分ノ間道府縣青少年團ノ承認ヲ受ケテ特別ノ區域ニ依ルコトヲ得

少年團ハ國民學校ヲ單位トシテ之ヲ設ク

第二十一條 青年團及女子青年團ノ團長ハ道府縣青少年團長ハ青年學校長ニアラザル者ヲ團長ニ任命スルコトヲ得

團長之ヲ任命ス

團長ハ青年學校長ノ職ニ在ル者之ニ當ル 但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ當分ノ間道府縣青少年團長ハ青年學校長ニアラザル者ヲ團長ニ任命スルコトヲ得

年團長之ヲ任命ス

00092

とあり、これによつて夫々の實情に應じ運營されてゐるわけであるが、近時町村組合立青年學校或は市町村立の獨立青年學校の設置されるものが著しく増加すると共に、これに伴ふ單位團の組織に關して疑義を生ずる向もあるので、

大日本青少年團本部に於ては青少年團の學校教育との不離一体性を保つと共に、一面地域を基調とする青少年團運動の importance に鑑み、今回文部省と打合せの上、右地方團の但書の取扱方に關し左の通り決定した趣であるから、地方の實情に即してその取扱に遺憾なきを期せられたい。

1. 二ヶ町村以上を以て組合立青年學校を設置した場合の青年團及女子青年團は町村の區域に依つてもよい。

2. 同一市町村内に於て多くの青年學校を合併して獨立青年學校通學區域に依つてもよい。

3. 前の二つの場合に於ては、夫々の單位團長に青年學校長を任ずるのが現行規定の本旨であるが、同一人を以て數個の單位團長に任することによつて實際の運營上に支障があると認められるときは、青年學校所在地域

の單位團長には青年學校長が當り、其他の單位團長には國民學校長を任じ、やむを得ぬ事情のある場合には其の他の者を任じ得る。

4. 青年學校長以外の者を單位團長とする場合に於ては、副團長のうち一名は青年學校職員を以て充てる外、青年學校長を關係地域の單位團の役員に任じて各單位團の指導調整に努めしめ、青年學校との連絡に遺憾なきを期する。

5. 女子青年學校の設置のない地域に於ける單位女子青年團は國民學校通學區域に依る。

(教學課)

昭和十八年六月二十二日印刷  
昭和十八年六月二十二日發行

發行者 鳥取縣 鳥取市 東町  
印刷所 鳥取縣 鳥取市 吉方町 取 縣  
西島19 蘭田印刷所